2　内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録保有者（外国取扱者を除く。）が第十八条第一項若しくは第二項又は第二十条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　前項の規定は、衛星リモートセンシング記録保有者（外国取扱者に限る。）について準用する。この場合において、同項中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（許可等の条件）

第三十条　第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項の認定（次項において「許可等」という。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、許可等に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可等を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

第六章　雑則

（経過措置）

第三十一条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（内閣府令への委任）

第三十二条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第七章　罰則

第三十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置の使用を行った者

二　偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項の認定を受けた者

三　第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更した者

四　第十条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信した者

五　第十五条第四項の規定に違反して再開信号又はその作成方法に関する情報を提供した者

六　第十七条第一項、第十九条第一項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

七　第十八条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供した者

八　第二十二条第一項の規定に違反して第二十一条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更した者

第三十四条　第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第七条第二項、第十一条、第十三条第二項、第十五条第二項又は第二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十二条第一項若しくは第二十三条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、若しくは帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第十二条第二項若しくは第二十三条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者

三　第二十四条第一項の規定に違反して認定証を返納しなかった者

四　第二十五条第二項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して認定証を提出しなかった者

第三十六条　第三十三条（第六号（第十九条第一項及び第二十九条第二項に係る部分に限る。）及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の罪は、日本国外において第三十三条の罪を犯した者にも適用する。

第三十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十三条から第三十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十四条第二項の規定に違反して認定証を返納しなかった者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　次条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　第四条第一項の許可又は第二十一条第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十一条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

（経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に地球を回る軌道に投入されている人工衛星に搭載されている衛星リモートセンシング装置の使用について第四条第一項の許可の申請が行われた場合（この法律の施行前に前条の規定により行われていた場合を含む。）における当該衛星リモートセンシング装置の使用についての第六条（第七条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第十七条第一項第三号の規定の適用については、第六条中「次の各号」とあるのは「第二号から第四号まで」と、同号中「第六条各号」とあるのは「第六条第二号から第四号まで」とする。

2　前項の場合において、内閣総理大臣が第四条第一項の許可をしたときは、当該許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用については、第八条、第九条及び第十条第三項の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三